

保護樹木・保護樹林の所有（管理）者のみなさまへ



保護樹木等につきましては、次のことにご留意いただきながら、地域のみなさまからも愛される樹木として、将来にわたって保存してくださるよう、お願いいたします。

◆ 保護樹木・保護樹林とは

樹木が健全で、維持管理が行き届いているもののうち、下記の基準を満たすものが該当します。

樹木 地上1.5mの高さで直径が50cm（幹回り157cm）以上

樹林 面積が300m²以上・高さ10m程度の高木により構成

◆ 保護樹木・保護樹林の管理について

保護樹木・保護樹林になりましても、その管理はそれぞれの所有（管理）者の方が行うこととなります。お隣に大きく越境していたり、折れかかっている枝の処理や落ち葉の始末など、日常における十分な樹木の管理をお願いいたします。

◆ 管理費の助成について

区では、保護樹木・保護樹林の所有（管理）者に対して剪定等を行って生じた費用の**2分の1**に相当する金額を補助します。ただし、下記の額を上限とします。

保護樹木				
直径	50～70 cm未満	70～90 cm未満	90～150 cm未満	150 cm～
上限額	6万円	9万円	15万円	30万円

R2年度より追加!

保護樹林			
面積	300～2000 m ² 未満	2000～5000 m ² 未満	5000m ² ～
上限額	10万円	20万円	30万円

- 【注意点】**
- ① 当該樹木・樹林に対する補助は、**一年度に1回**とします。
 - ② 所有者1人の一年度あたりの限度額は、**30万円**とします。
(保護樹木と樹林の両方を所有の場合も同様)
 - ③ 所有者の敷地を越えて行う剪定等については補助金の交付の対象から除かれます。

◆ 樹木保険について

保護樹木が強風等で倒れ、家屋等に損害を与えた場合などに適用する「樹木保険」に加入しています。保険料の負担や手続きは区が行います。万一事故が発生した場合は、担当までご連絡ください。なお、事故の内容により、支払い対象外の場合もあります。

◆ 剪定事業者について

剪定などを行う事業者は、所有（管理）者の方の任意で選んで頂いております。

◆ 届出事項

① 所有者等の変更

所有（管理）者に変更したとき、または所有（管理）者の住所が変更したときは届出が必要となります。

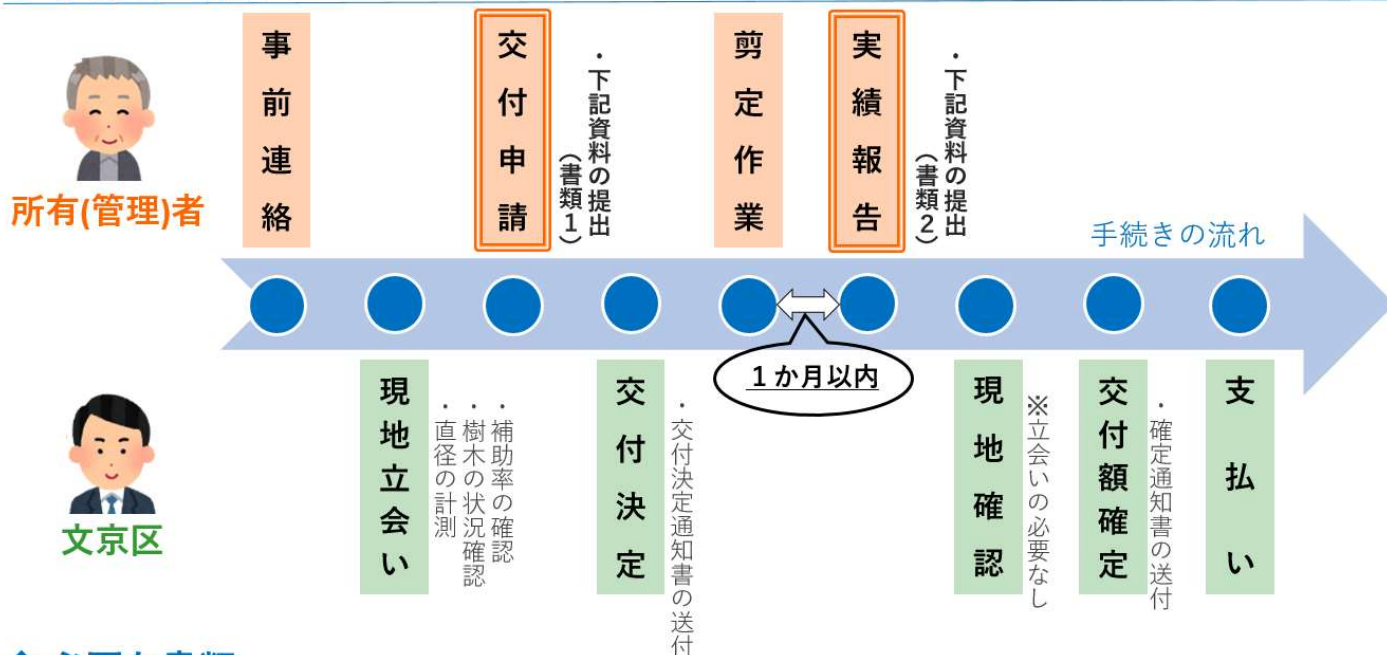
② 樹木の枯死等

保護樹木について、枯死や損傷等があったときや伐採、移植をするときは届出が必要となります。この場合、事前に区職員による現地確認が必要なため、早めにご連絡ください。

助成金の申請方法

助成金を申請される場合は、**樹木の剪定作業を行う前に**、必ず担当までご連絡ください。申請にあたって、書類の提出が必要となります。

◆ 手続きの流れ



◆ 必要な書類

交付申請（書類1）

剪定作業を行う前に、次に掲げる書類をご提出ください。提出いただいた書類をもとに、交付の決定を行います。

- 【提出書類】
- ① 保護樹木等の補助金交付申請書
 - ② 業者発行の「見積書」のコピー（樹木ごとの内訳が分かるもの）

- 【注意点】
- ・現地立会いで樹木の直径変更があった場合、あわせて**保護指定申請書**の提出が必要です。
 - ・剪定後の実績報告の際、**剪定前の写真**が必要となります。

実績報告（書類2）

剪定作業が終わった後に、1か月以内に次に掲げる書類をご提出ください。提出いただいた書類をもとに、交付額の確定と助成金の支払いを行います。

- 【提出書類】
- ① 保護樹木等の実績報告書
 - ② 保護樹木等の補助金交付請求書
 - ③ 口座振替依頼書
 - ④ 業者発行の「請求書」のコピー（樹木ごとの内訳が分かるもの）
 - ⑤ 業者発行の「領収書」のコピー（金融機関の振込み明細書は不可）
 - ⑥ 剪定前・剪定後のカラー写真（同じ方向から撮り、日付がないもの）

- 【注意点】
- ・申請される方と補助金を受け取る方が異なる場合、**委任状**が必要です。

◎ 書類は、郵送または持参により提出してください。
また、書類に不備等がある場合、書き直しをして頂く場合がありますのでご了承下さい。